

議案第 32 号

清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 20 日提出

清須市農業委員会長 浅井 尊 弘

提案理由

この案を提出するのは、農地利用最適化推進委員の候補者を公平かつ適正に選定するため、清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置する必要があるからです。

清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱案

清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 清須市農地利用最適化推進委員の候補者（以下「候補者」という。）を公平かつ適正に選定するため、清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の所掌事務)

第2条 評価委員会は、清須市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の求めに応じ、候補者を選定するものとする。

(評価委員会の組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農業委員会が選任する。

- (1) 農業委員会の会長
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 市民環境部長
- (4) 農業委員会事務局長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の会長)

第4条 評価委員会に会長を置く。

2 会長は、農業委員会の会長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第5条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評価委員会への関係者の出席)

第6条 評価委員会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。